

## 行政常任委員会

令和 7 年 9 月 19 日（金）  
午前 10 時 00 分 開 会

○南委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

まず、市長より御挨拶をお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第 62 号「学習用 1 人 1 台端末の財産の取得について」までの議案が 13 件であります。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、議案に少し入る前に、委員会の段取りについて大体御報告をいたしたいと思います。本日から 10 月の 1 日までの 7 日間を常任委員会は用意をしておりますけれども、多分 5 日ぐらいで終了するんじゃないのかなという感じがしております。本日はできたら補正予算を全て終了して、来週から決算認定のほうへ入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、財政課より、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」のうち、財政課所管の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」のうち、財政課に係る予算について、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明させていただきます。

まず、補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 3,412 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 130 億 9,153 万 4,000 円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳入について説明させていただきます。

9款1項1目地方特例交付金66万1,000円の増額は、交付額の確定によるものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税8,716万1,000円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものでございます。この増額の主な要因は、普通交付税の各算定項目における単位費用の増加が見込みを上回ったことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

下段にあります18款繰入金、1項基金繰入金、9目企業版ふるさと納稅地方創生基金繰入金165万3,000円の増額は、信金中央金庫様から頂いておりました御寄附を夢古道おわせの各所修繕料に対して充当するものでございます。

また、11目国市浜公園整備等基金繰入金4,277万円の減額は、国市浜公園整備事業に対する過疎債等の充当財源の増加に伴い、本基金からの繰入額を減額するものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金246万1,000円、2目後期高齢者医療事業会計繰入金174万7,000円の増額は、いずれも令和6年度決算に伴う一般会計の繰入金でございます。

次に、21款市債、1項市債、1目民生債50万円の減額及び2目衛生債3,660万円の増額のうち、救急医療体制強化事業債140万円及び予防接種事業債390万円の増額は、いずれも過疎債ソフト分の充当額の調整によるものでございます。

次の東紀州広域ごみ処理施設整備事業債3,130万円の増額は、過疎債ハード分の配分額の決定に伴い、当初予定しておりました一般廃棄物処理事業債から過疎債に変更することに伴う増額でございます。

次に、3目農林水産業債480万円の増額及び5目土木債300万円の増額は、いずれも新たに過疎債を充当するもので、海洋深層水推進事業債480万円、河川整備事業債300万円のそれぞれ増額でございます。

次に、7目教育債4億4,900万円の増額は、学校教育施設等除却事業債340万円の減額、また、学校教育施設等整備事業債300万円の増額は、矢浜小学校トイレ改修工事に対する国庫補助金の皆減に伴い、充当する地方債を過疎債から緊急防災減災事業債に変更することによるものでございます。

次に、多目的スポーツフィールド整備事業債 3 億 4,490 万円の増額は、国市浜公園野球場整備事業に対する国庫補助金の減額及び過疎債配分額の決定に伴い、当初は公共事業等債のみを充当する予定でございましたが、今回、公共事業等債と過疎債を併用して充当することに伴う増額でございます。

次の社会教育施設等整備事業債 1 億 350 万円の増額は、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化整備事業に対する起債でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

文化財保護事業債 100 万円の増額は、八鬼山第二橋整備事業に対し、新たに過疎債を充当するものでございます。

次に、8目総務債 2,880 万円の増額は、津波避難タワー整備事業債 2,290 万円及びJアラート機器整備事業債 260 万円、衛星系防災行政無線整備事業債 330 万円のそれぞれ増額でございます。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費 3 億 5,309 万 5,000 円の増額は、基金積立金で、今回の補正に伴う財政調整基金積立金 2 億 8,697 万 2,000 円の増額、公共施設等基金積立金 3,216 万 1,000 円の増額のほか、下から3行目にございます地方創生拠点整備等基金積立金 30 万円につきましては、頂いた御寄附を積み立てるものでございます。

また、一番下のゼロカーボンシティ推進基金積立金 454 万円の増額は、前年度に頂いたJークレジット収入等を同基金に積み立てるものでございます。

そのほかの基金積立金につきましては、前年度の基金充当事業の精算に伴う積み戻し等でございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、2 億 8,697 万 2,000 円を積み立てるにより、補正後の残高は 22 億 1,675 万 7,000 円、以下、記載のとおりでございまして、補正後の基金合計は 36 億 2,084 万 5,000 円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただきまして、26、27ページを御覧ください。

4款衛生費、6項病院費、1目病院費につきましては、財源更正でございます。病院事業会計負担金に対するふるさと応援基金繰入金を 223 万 7,000 円増額

し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、30、31ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金77万5,000円の減額及び2目利子87万7,000円の減額は、いずれも令和6年度の市債借入れ額及び利率の確定等に伴う減額でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

まず、追加につきましては、河川整備事業から防災対策事業までの5件でございます。

また、変更8件につきましては、いずれも限度額の変更でございまして、内容につきましては、先ほど歳入予算で説明させていただいたとおりでございます。

以上で、財政課に係る補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審査お願ひいたします。

○南委員長 財政課の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○仲委員 補正予算書の17ページで市債の説明を詳しくいただいたんですけど、過疎債がかなり増えておると。7ページにおいても、変更分と追加分があるわけなんんですけど、変更分がかなり過疎債が増えているということで、予算書の33ページに、地方債の年度末現在高とか、7年度の現在高見込額の表があるわけなんですけど、ここでは真ん中に、令和7年度中の起債見込額が12億7,550万という記載があるわけなんですけど、これは当年度分だけではないという理解の中で、まず、7ページに戻っていただいて、多目的スポーツフィールド整備事業が国庫補助金の配分の変更によって、過疎債が8億5,110万に増えておるということで、3億4,490万、過疎債が増えているわけなんですね。通常、これまでには、一般的な考え方の過疎債は、2億から3億の配分というような報告を受けているんですけど、今回、今年度の過疎債の、まず、総額は幾らになったか、お答えください。

○岩本財政課長 今回、補正前の過疎債ハード分の予算計上額は、1億4,320万円でした。今回の補正で、増額分として8億3,210万円を増額して、補正後の過疎債ハード分の予算額については9億7,530万円となっております。

○仲委員 金額的に過疎債がオーバーに9億というのは、今まであまり例がないということで、大体県からの配分が2億から3億という考え方の中で、大型事業があるという中で、9億7,530万まで膨らんだという理由、どういう枠の中で配

分されたかというのをお答えください。

○岩本財政課長　　流れとしては、まず、国から県へ配分額があるわけですけれども、その中で、県内で各市町の過疎債、該当する市町に配分がされます。通常は、おっしゃるように、2億から3億ぐらいの間なんですけれども、配分の県のルールとして、1億円以上の大型事業がその市町にある場合は、そこら辺を一定考慮していただけるというような決まりがありまして、今回、尾鷲市については、野球場の整備事業とか、あとは東紀州広域ごみ処理施設の負担金に係る分が1億円以上ございますので、その辺りの事業の増加分を考慮していただいたということで、今回、かなりの増額になっているということでございます。

○仲委員　　過疎債については、今年度、70%の交付税の算定があるということで、実質3割の負担金で済むということで、ありがたい起債なんですね。

それで、今回の多目的スポーツフィールドの国庫補助金を見込んでいた中で、もし過疎債がつかなければ、かなり痛手だったという中で、多分財政としては、当初から過疎債を狙っておったという感じはしておりますけど、それは財政の、言うたら、考え方の力が今出てきたということで、評価をしたいんですけど、その大型事業1億以上の縛りというのは、以前にも話はあんまり聞いていないんですけど、例えば、ちょっと話、ずれるんですけど、総合病院の機器なんかを買う場合でも、1億円以上であれば、大型事業ということで該当になるか、それだけお答えください。

○岩本財政課長　　尾鷲市として1億円以上の事業というくくりがありますので、それは病院事業であっても、1億円以上の事業であれば、考慮はされます。

○仲委員　　ありがとうございます。

以上です。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　他にないようですので、特に資料の報告はあります、財政課長。ないですか。

それじゃ、財政課の審査を終了いたしたいと思います。ありがとうございました。  
次に、総務課に入っていただきます。

続いて、総務課の議案審査に入らせていただきます。

総務課は、議案第51号、第53号、第54号の条例の一部改正が3本と、先ほどの補正予算関係1本でございますが、まず、議案第51号から1本ずついきたい

と思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」の説明を求めます。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、総務課に係る議案について説明させていただきます。

議案書の11ページのほうを御覧ください。

議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正されまして、国政選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額が引き上げられましたことから、本市の市議会議員及び市長の選挙においても同様とするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表の1ページのほうを御覧ください。

改正前、改正後にそれぞれの記載のとおり、ビラの作成に関しては、作成単価の限度額7円73銭を8円38銭に、ポスターの作成単価限度額計算用の541円31銭を586円88銭に改正するものであります。

説明は以上でございます。

○南委員長 51号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですか。ないようでございますので、続きまして、議案第53号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案53号のほう、御説明させていただきます。

15ページのほう、よろしくお願ひいたします。

議案第53号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、人事院が行いました公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目に対応することを目的に、国家公務員に準じまして、仕事と育児の両立支援の利用に関する職員の意向確認、こちらのほうを実施するため、条例の一部を改正するものであります。

詳細について、資料のほうで御説明いたします。

資料のほうの1ページのほうを御覧ください。

今回の条例改正についての概要であります。

本改正により、妊娠、出産等についての申出、また、3歳に満たない子を養育する職員等に対する意向確認についての規定が新設されまして、それぞれ措置内容の欄に記載のとおり、支援の内容や請求等に関する意向確認が義務づけられました。

想定される意向確認をする制度といたしましては、勤務時間条例に定める両立支援や育休条例に定める両立支援など、記載のとおりでございます。

議案第53号の説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、続きまして、議案第54号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の説明を求めます。

○森本総務課長 それでは、議案第54号の説明とさせていただきます。

議案書の18ページを御覧ください。

議案第54号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業制度の拡充を図る条例の一部を改正するものであります。

詳細につきまして、資料のほうで御説明させていただきます。

資料のほうの2ページのほうを御覧ください。

条例改正等の概要であります。

主な改正点といたしまして、まず、非常勤職員に係る部分休業制度の対象となる子の年齢が、3歳に達するまでから、小学校就学の始期になるまでと引き上げられました。

次に、同じく非常勤職員の部分休業に係る取得要件でありますと、勤務時間数の要件が廃止されまして、勤務日数の要件のみとなりました。これにより、フルタイムの会計年度職員だけではなく、パートタイムの会計年度職員も部分休業を取得することができるようになります。

次に、現在の部分休業制度は、1日につき2時間を超えない範囲の時間で勤務の初め、または終わりに限り取得することが可能とされていますが、取得する時間帯の制限がなくなりまして、これが第1号部分休業としまして規定されます。また、1日につき2時間を超えての取得が可能であり、1年につき10日相当の範囲で部分休業を取得することができる第2号部分休業が新設いたします。これらを選択するようにできるようになるということでございます。

条例の議案第 54 号の説明は以上でございます。

○南委員長 御質疑のある方、御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、引き続きまして、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」のうち、総務課に関する補正予算の説明をさせていただきます。

尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の 20 ページ、21 ページのほうを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、7 節報償費 38 万円で、本市に対し、行政事件訴訟法第 3 条第 5 項及び同条第 6 項に基づく不作為の違法行為確認及び義務づけ請求事件の訴え、こちら、認可地縁団体曾根区の認可処分の取消しを行わないことが違法な不作為ということで、こちらのほうが提起されました。この抗告訴訟に係る弁護士費用といたしまして、報償費 38 万円を増額するものでございます。

議案第 56 号の補正予算についての説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

ただいまの説明で御質疑のある方は見えませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、総務課の議案説明は以上ですね。

以上で総務課の審査を終わります。ありがとうございました。

続きまして、政策調整課に入っていただきます。

それでは、早速ですが、政策調整課の議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」の説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願ひいたします。

議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」、当課に係る説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、歳入についてでございます。

補正予算書の 12、13 ページを御覧ください。通知させていただきます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金に記載のデジタル田園都市国家構想交付金が、このたび、地方創生 2.0 の制度変

更により、2行下の新しい地方経済・生活環境創生交付金へと名称が変更になりましたことに伴う同額の増減でございます。

続きまして、補正予算書の次ページ、14、15ページを御覧ください。お願ひいたします。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4節の統計調査費委託金131万6,000円の増額は、このたび、10月1日に実施されます国勢調査交付金の増額などを伴う追加交付でございます。

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金30万円の増額は、企業版ふるさと納税制度を活用した地方創生応援寄附金でございまして、名古屋市に本社があるトーテックアメニティ株式会社からの寄附金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

補正予算書の20ページ、21ページを御覧下さい。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、企画振興事業の22節償還金、利子及び割引料289万円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の前年度精算でございまして、令和6年度に実施いたしました、主に税務課、福祉保健課で実施いたしました生活支援及び定額減税補足給付金事業に関する精算に伴う返還金でございます。

続いて、22、23ページを御覧ください。お願ひいたします。

5項の統計調査費、2目指定統計調査費、指定統計調査事業131万6,000円の増額は、国勢調査をはじめとする指定統計調査に係る報酬や消耗品費の増額等でございます。

以上で、補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　　政策調整課の議案説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　よろしいですか。それでは、ないようですので、政策調整課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、会計課のほうに入っていただきます。

それでは、会計課の議案第56号の補正予算の説明をお願いいたします。

○小川会計管理者兼会計課長　　会計課です。よろしくお願ひいたします。

議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、当課は歳入のみの補正予算となります。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額1,000円、今回の補正額を3億2,160万4,000円とし、計3億2,160万5,000円とするものであります。

決算書の245ページを御覧ください。

これは、一般会計の実質収支に関する調書の区分5に記載の実質収支額3億2,160万5,545円を前年度繰越金として補正するものであります。

説明は以上であります。御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

以上です。

御質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいですね。会計課の審査を終了いたします。ありがとうございます。

次に、防災危機管理課のほうに入っていただきます。

それでは、防災危機管理課の議案第56号の補正予算のほうの所管説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、防災危機管理課に係る予算について、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。通知します。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億200万円の増額のうち、当課に係るものは防災安全交付金1億200万円の増額で、これは津波タワー整備事業に対する3分の2の国庫補助金でございます。

次に、14、15ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金2,728万6,000円の増額、これにつきましては、命を守る防災減災総合補助金で、内訳は、避難タワー

整備事業に対する 6 分の 1 の県補助金として 2,550 万円と、市内各所の避難路整備事業に対する補助金が 178 万 6,000 円でございます。

次に、16、17 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入 200 万円の増額は、一般コミュニティ助成事業助成金で、ガス発電機購入費に対する 100 % の助成金でございます。

続きまして、20、21 ページを御覧ください。通知します。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目防災費は 1 億 6,293 万 1,000 円の増額でございます。

このうち、自主防災組織整備事業は 210 万円の増額で、役務費の防災倉庫移転手数料 10 万円につきましては、倉ノ谷防災倉庫移転手数料でございます。

これにつきましては、以前から自主防災倉庫を設置させていただいたおりました土地が、今回、売地となることから、別の場所を提供していただき、そこに自主防災倉庫を移転する費用でございます。

また、負担金、補助及び交付金の地域防災組織育成助成事業補助金 200 万円につきましては、コミュニティ助成事業として、今回、ガス発電機購入費を申請したところ、採択されましたので、補正に計上させていただいたものでございます。防災危機管理課へ保管し、運用は、停電対応として自主防災倉庫へ分散配備する予定であります。

次に、防災危機管理課維持管理経費 416 万 8,000 円の増額のうち、修繕料 150 万円につきましては、ワンセグ送信機の修繕料でございます。

ワンセグの送信機 20 台のうち、現在 4 台が故障しており、業者に送信機をお借りし、運用しております。オワセグの運用は欠かせない防災対策の一つであるため、早急な修繕が必要なことから、今回、補正計上させていただいたものでございます。

次に、委託料 266 万 8,000 円の増額は、J アラート受信機更新業務委託料でございます。

これにつきましては、総務省から今年度中に J アラートの受信機を更新するよう通達があったことから、更新を行うものでございます。財源として、緊急防災減災事業債を 100 % 充當する予定でございます。

次に、防災対策費 366 万 3,000 円の増額につきましては、三重県防災行政無線設備更新負担金で、内訳は、三重県防災行政無線、機器更新分が 338 万 2,000 円、J アラート受信アンテナ工事分が 28 万 1,000 円であり、三重県内

の各市町、各消防本部、各防災機関が負担することになっております。これにつきましても、緊急防災減災事業債を充当する予定でございます。

次に、防災施設整備事業 1 億 5,300 万円の増額につきましては、津波避難タワーの解体及び一部工事費であり、防災安全交付金の内示額となっております。

資料 1 を御覧ください。通知します。

津波避難タワーにつきましては、課長補佐から説明いたします。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長 それでは、尾鷲市津波避難タワーの整備計画の内容について説明させていただきます。

1、タワーの規模につきまして、中井地区・矢浜地区の 2 棟の津波避難タワーの概要となっております。

中井町、矢浜の 2 棟のタワーとも、避難層を 2 層にして、避難面積の確保を図ります。

避難所の高さといたしまして、国庫補助の規定として、想定津波高からプラス 2 メートルから 4 メートルの範囲となっており、今回の中井町、矢浜とも、想定される津波の高さは 11 メートルとなっております。そこから最大範囲の 4 メートルを足して、第 1 層目を海拔 15 メートルとし、今回の 2 棟のタワーの基準といたしました。

まず、中井町は避難場所の面積を約 300 平米とし、避難階を 2 層といたします。海拔 3 メートルですので、先ほど説明した海拔 15 メートルの基準に対して、タワー自体の高さは、第 1 層目は 12 メートルになります。そこから階段等の設置の関係で、プラス 3 メートルを取り、第 2 層目は 15 メートルになります。タワー自体の高さは 15 メートルですが、海拔からすると、3 メートルを足して 18 メートルとなります。

次に、矢浜です。避難場所の面積は中井町と同じく約 300 平米とし、こちらも避難階を 2 層といたします。海拔 5 メートルですので、先ほども説明した 15 メートルの基準に対して、タワー自体の高さは、第 1 層目は 10 メートルになり、こちらもプラス 3 メートルを取り、第 2 層目は 13 メートルになります。タワー自体の高さは 13 メートルですが、海拔からすると、5 メートルを足して 18 メートルとなります。

まとめますと、タワーの実際の高さは、中井町で 15 メートル、矢浜で 13 メートルになりますが、海拔からは 2 棟とも 18 メートルになっております。

次に、2、今年度の要望額及び内示額です。

今回の補正額、事業費 1 億 5 , 3 0 0 万の財源内訳としては、国費が 3 分の 2 で 1 億 2 0 0 万円、県費が 6 分の 1 で 2 , 5 5 0 万円、市費が 6 分の 1 で 2 , 5 5 0 万円になります。市費につきましては、充当率 9 0 % の公共事業等債を充当する予定でございます。

次の 2 ページを御覧ください。

事業予定でございます。

令和 7 年度に設計と解体を完了し、令和 8 年度に建設を完了する予定です。

当初の計画では、今回の 9 月補正までに設計が完了し、補正と同時に債務負担も計上し、解体と避難タワーの一部を建設する予定でしたが、事務的な遅れが生じ、今年度は解体だけになります。県との打合せで、今年度に解体を行い、残りを来年度に繰り越し、令和 8 年度の国と県への要望額と合算して、令和 8 年度早々にタワー建設を発注したいと考えております。建設開始は令和 8 年度に入ってからになりますので、残りの建設費は、債務負担ではなく、令和 8 年度の当初予算に計上させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○大和防災危機管理課長 予算書にお戻りいただき、28、29 ページを御覧ください。通知いたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 8 6 万円の増額は、三重紀北消防組合負担金の増額で、前年度繰越金のほか、消防本部尾鷲消防署移転用地購入費及びそれに対する財源内訳の変更等の内容精査による増額となっております。

防災危機管理課に係る補正予算の説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですか。ないようですので、防災危機管理課の議案審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、市民サービスのほうを、市民サービス課に入っています。

それでは、市民サービス課に入っていました。

市民サービス課は、付託議案 4 件、議案第 52 号と 56 号、57 号、58 号となるわけなんですが、1 本ずつ、1 議案ずつ審査をしていきたいと思いますの

で、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議案第52号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」をお願ひいたします。

○湯浅市民サービス課長 おはようございます。市民サービス課でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第52号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の14ページを御覧ください。

この条例改正につきましては、犯罪被害者等が犯罪により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うことを定めるものでございます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

こちらは、条例改正に伴う経済的負担に対する支援策として、支援金制度の創設を予定しており、そちらに関する資料でございます。

1の制度の目的につきましては、犯罪被害者やその遺族は、犯罪による直接的な被害に加え、2次的被害や金銭面での不安を抱えながらの生活を余儀なくされてしまうことから、金銭的な負担が少しでも軽減されるよう支援金の給付を行うものでございます。

2、支援金の詳細につきましては、支援金の種類及び給付額を①の遺族支援金30万円、②の重傷病支援金10万円、③の精神療養支援金2万5,000円の3項目とし、それぞれの対象者につきましては、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族や、身体や精神に被害を負い、所定の期間、療養等が必要と医師に診断された犯罪被害者本人としております。

対象となる犯罪につきましては、人の生命または身体を害する罪に当たる行為全般としておりますが、③のみ、殺人未遂や強盗など、精神的に衝撃が大きい特定の犯罪に限定しております。

なお、過失による犯罪被害につきましては、支援金の対象外としております。

過失なんですかけれども、よくテレビとか、報道で耳にするような、業務上過失致死罪だとか、過失傷害罪とか、過失致死罪というのはよく耳にされると思うんですけれども、それらについては、この犯罪被害者等の支援金には適用できないということになっております。

議案第52号についての説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○南委員長 御質疑のある方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員 説明はよく分かったんですけど、この制度を発足させてから、対象者、いわゆる家族というのは、自己申告というか、申請手続なのか。

それで、一方で、この遺族支援金とか、いろいろ三つの支援金があるんですけど、その判定をどこがやるのか。その2点を。

○湯浅市民サービス課長 まず、この支援金につきましては、申請制となっております。

それから、申請していただいた後、警察とか、病院のほうとも連携いたしまして、犯罪、罪名であったり、罪状であったりというのを確定しながら、支援金のほうを出していきたいなというふうには考えています。

○仲委員 犯罪行為による死亡とか、重傷ということありますので、情報というのは限られた情報しかないと思うんですね。ということは、家族とか、本人が申請をして、初めて対象になるということで、あくまで、裁判所とか、警察の情報で判定をするということでおろしいですか。

○湯浅市民サービス課長 そのとおりです。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、引き続きまして、議案第56号、補正予算（5号）の説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金は、補正額33万6,000円を追加し、59万2,000円とするものでございます。

1節総務管理費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金33万6,000円の増額は、交付決定額の増加に伴う追加分でございます。

続きまして、歳出でございます。

20ページ、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、11目人権啓発推進費は、補正額42万5,000円を追加し、97万1,000円とするものでございます。

先ほどの条例改正の議案において説明いたしましたが、犯罪被害者の経済的負担を軽減するために設ける犯罪被害者等支援金 42万5,000円の増額で、各種支援金1件分に対するものでございます。

次ページ、22ページ、23ページを御覧ください。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額320万円を増額し、8,182万1,000円とするものでございます。

戸籍法改正による戸籍システム改修業務委託料291万5,000円の増額と、マイナンバーカードと在留カードの一体化により、使用するノートパソコンの購入による備品購入費28万5,000円の増額でございます。

議案第56号についての説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですか。それでは、ないようですので、議案第57号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第57号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」につきまして、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の35ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,581万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,712万3,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。  
42ページ、43ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

5款1項1目繰越金は、補正額4,655万6,000円を追加し、4,655万7,000円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金は、補正額926万2,000円を追加するものでございます。令和8年度より、既存の保険料に加え、新たに子ども・子育て支援納付金制度が導入されることから、制度対応に必要なシステム改修費として国から100%補助されるものでございます。

なお、制度の詳細につきましては、決まり次第、議会のほうにも報告させていただきたいと思います。

続きまして、歳出でございます。

次ページ、44ページ、45ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正費926万2,000円を追加し、6,343万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、先ほど、歳入のほうで説明させていただいた子ども・子育て支援納付金制度に伴うシステム改修費でございます。

続きまして、6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額1,922万円を追加し、1,922万1,000円とするものでございます。歳入歳出の差額分1,922万円を積み立てるものでございます。

それでは、市民サービス課、委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立金が1,922万円となり、国保財政調整基金の令和7年度末残高は1億7,521万5,000円となる見込みでございます。

それでは、予算書にお戻りいただき、44ページ、45ページを御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金は、補正額2,487万4,000円を追加するものでございます。概算請求で頂いている前年度の保険給付費等の精算に対して発生しました、普通交付金及び特別交付金の償還金でございます。

続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額246万2,000円を追加し、246万3,000円とするものでございます。前年度の繰入金の精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

議案第57号についての説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、引き続きまして、議案第58号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第58号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」につきまし

て、予算書に基づき御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,475万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,725万8,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表、歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

54ページ、55ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

3款1項1目繰越金は、補正額962万9,000円を追加し、963万円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金は512万6,000円を追加するものでございます。

国民健康保険特別会計の説明の繰り返しになりますけれども、令和8年度からの子ども・子育て支援納付金制度導入に伴うシステム改修費が100%補助されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページ、56ページ、57ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正額512万6,000円を追加し、1,342万2,000円とするものでございます。子ども・子育て支援納付金制度導入に伴うシステム改修費でございます。

2款広域連合負担金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 57ページの中段、2款1項1目広域連合負担金、18節保険料等負担金788万1,000円の増額は、令和6年度現年度分の後期高齢者医療保険料のうち、出納整理期間である4月、5月に納付された保険料額に相当する後期広域連合への負担金につきましては、連合から市町への請求が出納閉鎖後の6月以降に行われるため、例年、このような形で6月補正で予算計上させていただいております。今年度に入ってからの保険料徴収額の確定に伴う負担金となります。

市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額174万8,000円を追加し、174万9,000円とするものでございます。前年度の繰入金の精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

議案第 58 号についての説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○南委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明に御質疑のある方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、市民サービス課所管の 4 議案についての審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、福祉保健課に入っていただいてから休憩をしようと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、福祉保健課は 2 議案ありますので、まず、議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」からお願ひいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 50 号の条例制定につきましては、子ども・子育て担当参事より資料に基づき御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事 それでは、議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」について説明させていただきます。

議案書の 2 ページから 10 ページに本条例案が掲載されておりますが、制度等の詳細も含め、資料にて説明させていただきます。

委員会資料 1 ページを御覧ください。通知いたします。

子ども・子育て支援法の改正により、児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援制度、こども誰でも通園制度が創設されました。これは、保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満の子供が、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度であり、本市では、令和 8 年度からの実施を進めるに当たり、国の基準を踏まえ、設備及び運営に関する最低基準を定める条例を制定するものでございます。

現時点で国が示している制度の概要としまして、目的は、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じ、子供が成長するよう、子供の育ちを応援するもので、継続的な定期利用を基本としております。

対象は、保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満の子供で、月 10 時間を上限に保育所等に預けるものであります。

実施方法は、定員を別に設け、専用室で受け入れる一般型と、定員に空きがある

場合、他の園児と一緒に受け入れる余裕活用型があり、保護者の負担額は1時間当たり300円程度としており、実施する保育所等には、国が示す公定価格を給付する予定です。

なお、本市におきましては、実施する保育所や内容などについて、現在、関係者と協議を行っているところでございます。

次に、条例案の構成ですが、第1章では、第1条から第19条に趣旨、職員の一般的要件、衛生管理、食事、安全計画の策定について定めております。

第2章では、第20条から第26条に本事業の区分、一般型と余裕活用型について、それぞれ設備や職員の基準について定めております。

第3章では、雑則として、電磁的記録方式による記録策定等について定めております。

なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

今後のスケジュール予定ですが、12月定例会に確認基準条例、これは事業を実施しようとする事業者について、事業に係る補助を給付する対象として足るかどうかを確認する基準を定める条例を上程し、令和8年1月には、実施事業者の認可、2月から制度の周知、募集を開始し、4月からの実施を目指し、進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長 以上が条例制定に係る議案の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願ひいたします。

○南委員長 条例制定の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員 条例の制定ということで、「こども誰でも通園制度」というような通称名だと思うんですけど、内容について若干質問させていただきたいんですけど、実施場所が市内保育所等となったんですけど、協議中という中で、認定こども園、もしくは0歳、6か月から3歳児やもんで、尾鷲乳児とか、いろいろあるんですけど、想定はどういうふうに考えていますか。

○丸田福祉保健課参事 今現在、民生事業協会さんとも協議を重ねているんですけども、やはり対象が6か月からということもありまして、尾鷲乳児さんとか、矢浜保育園さん、あと、公立保育園のどちらも保育園とかも含めて、今現在、検討しております。

○仲委員 実施方法が、一般型と余裕活用型となっておるんですけど、この二つ

のうち一つを選ぶということだと思うんですけど、このときにおいて、保育士の配置基準というのはどうなりますか。

○丸田福祉保健課参事 保育士なんですけれども、基本の保育所と同じ基準になっているんですが、0歳児が3人に対して1人で、1、2歳児は6人に対して1人の対象となっております。

○仲委員 10時間程度、20人程度というような説明があったんですけど、1年を通していつ申請があるか分からぬといいうような状況が生まれてくると思うんですが、正しい保育士の配置基準は守らなあかんという中で、スタートから保育士を配置するということが一番ベストなんんですけど、そうなると、公定価格の関係とか、補助の関係で、ちょっと難しいところがあるんですけど、スタートに向けて、まだ時間があるんですけど、協議はうまくいっておるか、そんなに受入れが頻繁な、いろんな保育園では、とてもじゃない、無理だと思うんですけど、そこらの整理はしておりますか。

○丸田福祉保健課参事 今現在、協議を重ねている中で、この4月から実施をしようと思っているんですけども、それに合わせまして、一般型にして、それ専用の保育士をつけるかどうかということを4月現在から開始をということを基準に協議を進めています。

○仲委員 そういう中で、どうしても保育士の確保というのが大変難しい状況の中にあるとは思うんですね。これに関して、例えば加配保育士とか、配置する可能性あるかどうか、1点。

それから、保護者の負担額は、1人当たり1時間300円になっておるんやけど、この実施事業者決定というのは、どういう意味で捉えたらよろしいですか。その2点、お願いします。

○丸田福祉保健課参事 まず、加配保育士の件なんですが、加配が必要なお子さんを預かるかどうかということも含めて、現在、協議を重ねております。

あと、保護者の負担額なんですけれども、一応国としては1人300円程度ということを示しているんですけど、それを基準にして、実際実施する事業者が価格を決めることになっていますので、参考で300円程度ということにしております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員 私もちょっと気になった件が一つあったので、教えていただきたいんですけども、対象年齢が生後6か月から満3歳未満ということで、生後6か月

から1歳未満が離乳食を、やっぱり個人的に違うと思うんですね、家庭、家庭で。なので、食事に対する、生後6か月から満1歳までの子に対しては、どういった食事を考えておられるんでしょうか。

○丸田福祉保健課参事 中村委員のおっしゃったとおり、1歳未満のお子さんの離乳食というのは、結構その子によって状況が違うものですから、今現在、協議を関係者としている中で、1歳に満たないお子さんに対しては、保護者さんから持参していただくということも視野にして、今、協議を進めています。

○中村委員 確かに歯が生えてくるのが早い子もいれば遅い子もありますし、離乳する子が早い人もいれば遅い方もいらっしゃるので、そこは柔軟に考えていかなければいけないのかなって思うことと、やはりほんまに細かいことを言いますと、母乳で育てられている方とか、ミルクで育てられている方もいらっしゃるので、そこはよりお母さんの御意見を参考にお願いします。

○南委員長 よろしいですか。

他にございますか。

○佐々木委員 1人当たり月10時間を上限と書いてあるんですけども、1回当たり大体どのぐらいの時間、例えば1人10時間というと、月にそんなに預けられないなということを思うので、どういう目的になっているのかということ。

○丸田福祉保健課参事 1人当たり10時間程度というのは、国が大体基準として定めているんですけども、6月に対象者に対してアンケートを取ったんですが、大体希望としては、一番は午前中にちょっと見てほしいというのが一番多かったです。今現在、検討している中では、半日利用としては1日2時間程度で、1日となると5時間程度で、半日、2時間でしたら5日間、1日でしたら5時間ですので、2日間程度の利用を今、協議をしているところでございます。

○佐々木委員 非常にこの10時間というのは、子育てによる方にとっては中途半端というか、なかなか下手したら月に2回や3回しか預けられないということで、やはり子育て、育てている親御さんたちにとって、家庭にとって、これ、ここに書いてあるように、いろんな経験をするという面ではよいかと思うんですけども、ちょっとやっぱり仕事をしたいとか、ストレスを緩和したいとか、やはりちょっと子育てに関わる時間から逃れたいとかということについていたら、10時間というのが非常に短いように思うんですけども、その辺は、ほかに御家庭の手助けになるような支援というのはあるんでしょうか。

○丸田福祉保健課参事 本市におきましては、ひのきっこども園で、一時預か

り保育というのを既に実施しております。対象が1歳以上の、小学生入るまでということになるんですけれども、現在、理由によっても、月利用できる日数というのは変わるんですけれども、個人的なリフレッシュしたいという理由だけでも、月7日間ぐらい利用できますので、併せて利用していただくか、保育所にまだ入れないというお考えの方であつたら、あと、ファミリーサポート制度といって、個人の方が保育をしていただくなつて、そういう制度も尾鷲市はしていますので、それと併せて対応できればなと考えております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

実際に預けたいと思っても、いろんな制度というのを知らない方も多いと思うので、それが一つ加わることで（聴取不能）もあると思うので、よろしくお願ひします。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようでしたら、議案第50号の審査を終了して、引き続きまして、56号の補正予算の（5号）の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金77万2,000円の増額は、2節児童福祉費負担金77万2,000円の増額で、児童手当国庫負担金前年度精算金12万3,000円の増額及び母子生活支援施設入所措置費前年度精算金19万6,000円の増額及び子どものための教育・保育給付交付金前年度精算金45万3,000円の増額で、いずれも実績に基づく追加交付でございます。

2目衛生費国庫負担金3万4,000円の増額は、1節保健費負担金3万4,000円の増額で、未熟児養育医療費等国庫負担金前年度精算金3万4,000円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金17万2,000円の増額は、2節児童福祉費補助金17万2,000円の増額で、子ども・子育て支援事業費補助金17万2,000円の増額は、国が進める基幹業務システムの統一標準化に伴い、児童手当システムの改修に係る補助金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金32万6,000円の増額は、2節児童福祉費負担金32万6,000円の増額で、児童手当県費負担金前年度精算金1万3,000円の増額及び母子生活支援施設入所措置費前年度精算金9万8,000円の増額、施設型給付費・地域型保育給付費県負担金前年度精算金21万5,000円の増額は、いずれも実績に基づく追加交付でございます。

3目衛生費県負担金1万7,000円の増額は、1節保健費負担金1万7,000円の増額で、養育医療給付事業等負担金前年度精算金1万7,000円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

次に、歳出でございます。

予算書の22、23ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目自立支援給付事業2,856万5,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費2,856万5,000円の増額で、償還金、利子及び割引料2,856万5,000円につきましては、介護給付・訓練給付費に係る国庫負担金等の前年度精算金でございます。

次に、4目老人福祉費102万4,000円の増額は、細目老人福祉施設援護事業102万4,000円の増額で、扶助費の老人福祉施設入所者措置費102万4,000円の増額は、本市の住民が市外の老人福祉施設へ入所したことによる措置費でございます。

次に、7目介護保険費464万3,000円の増額は、細目地域支援事業（総合事業）464万3,000円の増額で、償還金、利子及び割引料464万3,000円につきましては、地域支援事業に係る紀北広域連合受託事業収入の前年度精算金でございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費23万7,000円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費23万7,000円の増額で、償還金、利子及び割引料23万7,000円は、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次ページを御覧ください。

2項児童福祉費につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事 2項児童福祉費、2目児童措置費225万5,000円の増額は、細目保育所等事業200万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料200万8,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援交付金などの

前年度精算金でございます。

次に、細目出産・子育て応援給付金事業 24万7,000円の増額は、出産・子育て応援給付金の前年度精算金でございます。

次に、3目母子父子福祉費 111万円の増額は、細目母子父子福祉事業 84万円の増額で、償還金、利子及び割引料 84万円の増額につきましては、高等職業訓練促進給付金事業に係る国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目児童扶養手当給付事業 27万円の増額は、児童扶養手当給付費負担金の前年度精算金でございます。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長 次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費 16万9,000円の増額は、細目生活保護一般事務費 16万9,000円の増額で、人事異動により、生活保護業務における任用資格である社会福祉主事の資格を取得する必要が生じたため、資格取得に必須の研修参加旅費 1名分 7万9,000円の増額及び 18節負担金、補助及び交付金は、先ほどの旅費と同様、社会福祉主事の資格取得のための研修等受講負担金 1名分 8万5,000円を増額するものでございます。償還金、利子及び割引料 5,000円の増額は、生活困窮者自立相談支援事業費負担金の前年度精算金でございます。

次に、2目扶助費 5,270万9,000円の増額は、細目扶助費 5,270万9,000円の増額で、償還金、利子及び割引料 5,270万9,000円につきましては、生活扶助費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費は、救急医療体制強化事業の財源更正でございます。

2目予防費 24万3,000円の増額は、細目予防接種事業 24万3,000円の増額で、償還金、利子及び割引料 24万3,000円は、特定感染症検査等事業国庫補助金等の前年度精算金でございます。

以上が福祉保健課の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願ひいたします。

○南委員長 56号の補正説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

○仲委員 25ページ、生活保護費の社会福祉主事資格認定受講負担金、これ、1名だと思うんですけど、現在の生保の担当、3名ぐらいだと思うんやけど、社会福祉主事、ケースワーカーは何人資格取っています。

○山口福祉保健課長 今現在、2名持っております、1名が今、受講の資格のための研修等を受けておるような状況です。

○仲委員 ちょっと質問それてくるんですけど、尾鷲市で、今、別に社会福祉士、何名いるか、ちょっとお答えください。

○山口福祉保健課長 社会福祉士は2名でございます。

○仲委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、福祉保健課の2議案の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)

(再開 午前11時29分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

環境課に入っていただきました。

早速ですが、議案第56号の補正5号のほうの説明をお願いいたします。

○山本環境課長 環境課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、環境課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の26、27ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費です。

これは、広域ごみ処理施設整備事業のうち、東紀州環境施設組合負担金については、当初予算において一般廃棄物処理事業債を財源充当していましたが、交付税算入率が高く、充当率が100%の過疎対策事業債を借り入れることが可能となつたため、一般財源を減額し、地方債3,130万円を充当する財源更正であります。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。

補正予算書の7ページ、第2表の債務負担行為補正を御覧ください。

今回、追加として、資源収集車購入費を計上しております。

期間は令和8年度から令和9年度まで、限度額は1,089万円となっております。

詳細につきましては、担当係長から説明させていただきます。

○若林環境課係長 資料 1 を御覧ください。通知いたします。

今回購入予定の資源収集用 2 トンプレス式パッカー車が、経年劣化の影響により、ごみを圧縮するための押し込み回転板が、腐食等による影響で動作不良を起こしているため、ほかの車両の予備車として利用している状況です。

メーカーによると、車両の使用状況には差はあるものの、プレス式パッカー車は新車登録から約 10 年が寿命の目安と考えられ、本車両の初年度登録は平成 24 年度と、購入より 13 年経過しており、ほかの部分も相当に傷みが激しい状況です。

また、昨今の部品調達が困難な状況からの車両の納期も長くかかり、車両の下層部にも改造を施工することもあり、納車まで 2 年近くかかる見込みであることから、今回、補正予算に債務負担補正を計上させていただきました。

説明は以上です。

○山本環境課長 以上で、環境課に係る補正予算（第 5 号）の説明とさせていただきます。

御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○南委員長 御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいですか。ないようでございますので、環境課の審査を終了といたします。

引き続きまして、水産農林課、お願ひいたします。

それでは、水産農林課の議案審査に入ります。

議案第 56 号、補正予算の説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 それでは、水産農林課です。よろしくお願ひいたします。

議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」、当課に係る予算について説明いたします。

まず、歳入でございます。

補正予算書 14 ページ、15 ページをお願いいたします。通知します。

まず、17 款寄附金でございます。

17 款寄附金、1 項寄附金、2 目農林水産業費寄附金、補正額 1,000 万円の増額で、これは水産業費寄附金での地方創生応援寄附金としての企業版ふるさと納税の見込額として計上をさせていただいております。詳細は歳出にて説明をさせていただきます。

では、続いて歳出の説明をいたします。

補正予算書 26 ページ、27 ページをお願いいたします。通知します。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農地費、補正額 182 万円の増額で、全て一般財源でございます。

内訳は、12 節委託料 182 万円で、向井地区の岡野川第一農業用水路清掃・点検調査業務委託料でございます。

事業の内容は、資料にて、基盤整備係、岡田主幹から説明をさせていただきます。資料の通知をいたします。

○岡田水産農林課主幹兼係長 それでは、3 目農地費について詳細を説明させていただきます。

委員会資料の 1 ページを通知させていただきます。

農業用水路改良事業、岡野川第一農業用水路清掃・点検調査業務委託につきまして、位置図の赤丸部分の向井地区になります。

事業としましては、JR 紀勢線の線路の下と県道中井浦九鬼線の地下には、横断する形でサイフォン式の農業用水路が埋設設置されております。流水量が減少し、田畠への影響が心配であると、農業関係者からの相談を受け、水を止めて調査した結果、管内に土砂や枯れ葉などが堆積していることが確認されたものであります。

次のページを御覧ください。

延長 30 メーターの埋設管、直径 500 ミリの管の中を、高圧洗浄車を使い、管内の流下を阻害する土砂などを取り除き、強力吸引車にて吸い込み、清掃後、自走式のテレビカメラを走らせて点検、撮影調査を予定し、吸い取った汚泥等につきましては、最終処分場にて処分を計画しております。

事業費は 182 万円で、財源は一般財源となっております。

説明は以上となります。

○芝山水産農林課長 それでは、補正予算書 26 ページ、27 ページにお戻りください。通知いたします。

5 款農林水産業費、4 項水産業費、2 目水産振興費、補正額 1,000 万 1,000 円の増額で、その他財源 1,000 万円は、先ほどの歳入での 17 款寄附金の企業版ふるさと納税でございます。

内訳は、12 節委託料 1,000 万 1,000 円で、藻類養殖試験業務委託料でございます。

この事業は、海藻養殖の実証実験を市内の漁業者と共にを行い、将来的に漁業者の副収入としていけないかということを検証するものでございますが、この事業の仕

掛け自体は、ソーシャル・エックスという株式会社とMUF Gが主体となり行っているものでございます。

事業の詳細につきまして、資料にて、水産振興係、竹内係長から説明をさせていただきます。

○竹内水産農林課係長 5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費、12節委託料、藻類養殖試験業務委託料の説明をいたします。

資料2を御覧ください。

藻類養殖試験事業、一つ目の丸、まずは本事業全体の枠組みについて説明いたします。

「ソーシャルXアクセラレーション p o w e r e d b y M U F G」についてですが、これは企業等による自治体への寄附金を原資として、社会課題解決を目的とする新規事業のスタートアップを支援する官民共創の仕組みづくりの実証実験プログラムでございます。全体の運営、事業の伴走支援、寄附金集めを株式会社ソーシャル・エックスとMUF Gが行うものです。

二つ目の丸、このプログラムの流れとしては、株式会社ソーシャル・エックスとMUF Gが、①社会課題解決のための新規事業を行う企業を募集、②採択企業が提案した事業に対して実施を希望する自治体の募集が行われます。③企業と自治体の事業計画のすり合わせ、④自治体の予算化、⑤株式会社ソーシャル・エックスとMUF G等による企業からの寄附金集めが行われ、⑥事業の実施となります。

そして、三つ目の丸、実際の流れですが、①令和6年12月、社会課題解決のための事業を行う企業を募集が行われ、100社を超える応募のうち、合同会社シーベジタブルがファイナリストに選出されました。②令和7年5月7日から6月30日に、合同会社シーベジタブルが実証実験を希望する自治体を募集しました。これに尾鷲市が応募し、7月23日に採択を受けました。下記一覧のとおり、11企業と31の自治体がマッチングしております。

次のページに移りまして、③事業計画案は、市からの委託により、企業が種苗、施設の手配、漁業者への現場作業委託、実績報告書の作成等を行います。養殖試験の対象種の候補としては、テングサ、ヒジキなどを想定しております。養殖方法としては、下の図のように、A、魚類養殖の小割りなどを活用する方法、もしくはBのアンカーとロープで設置する方法にて実施いたします。

今後のスケジュール案といたしましては、④令和7年度第3回定例会における一般会計補正予算（第5号）の審査にてお認めをいただきましたら、⑤10月から1

1月に株式会社ソーシャル・エックスとMUF G等による寄附金集めが企業版ふるさと納税にて行われ、⑥事業の実施として、12月上旬に藻類養殖試験を開始し、3月実証事業の終了を予定しております。

事業実施後には、藻類養殖の事業化による漁業者の所得向上を期待しております。

補正金額は、先ほど課長が説明したとおりです。

このような仕組みは初めてのケースであることから、今回は寄附額に合わせた事業規模での実施をさせていただきたく、つきましては、下の寄附金額別事業規模案にて示しております金額に応じた事業規模をシーベジタブルとのすり合わせにより想定しております。寄附金額が418万円未満の場合、ゼロカーボンシティ推進基金に積み立て、令和8年度以降に実施を想定しております。418万円以上の場合には、今年度中に実施させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長 先ほどの係長の説明にもありました、事業費はMUF J、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行が中心となり、顧客である企業に企業版ふるさと納税としてこれから募っていくというもので、本市にとりましても、企業の知見、資本を本市の課題解決につなげる新たな事業の在り方に挑戦をしようとするものでございます。これから事業費を募っていくということで、その集まり具合によりましては、先ほどの説明のとおり、事業の規模が変動する可能性が高いというガバメントクラウドファンディングに近い事業であるという点を御理解いただきたく、御審査をお願いいたします。

以上で、令和7年度第5号補正に係る当課の説明を終わります。よろしく御審議いただき御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○南委員長 御質疑のある方、御発言を。

○西川委員 このイメージ図で見たんですけど、これ、テングサとか、ヒジキって言っていましたけど、これ、全部ついても採算性は取れるんですか。

○竹内水産農林課係長 養殖の、このイメージ図ではロープを使っておりますが、仮にヒジキでしたら、ロープにつけることになると思います。これが全部ついたら採算が合うかどうかについては、それを含めた実証実験ということで御理解いただければと思います。

○南委員長 よろしいですか。

○西川委員 成功しても、後々無駄であったということになったら、無駄なあれかなと思って、もっと違う品種も考慮したほうがいいんじゃないのかなという、付

加価値の高い。それ、ちょっとと思ったもんで。

○芝山水産農林課長 今、西川委員の御指摘のとおり、やっぱりまずは二つの課題があると思っていまして、まず、尾鷲の海域で生育することができるか、これ、根本的な問題です。もう一つは、市場性がどのようにあるか。今、ヒジキとテングサを選ばせていただいたのは、市場性はまだ比較的高いというところで、今は輸入物に結構頼っているという市場の状況がありましたので、この辺り、国産で安定供給することができれば、市場性は高いんじゃないかというところで、この2種を選ばせていただいている。

ただ、金額の集まり次第にもよるんですが、もし1,000万近く、もしくはそれ以上集まつてくるようでしたら、ほかの種類も幾つかは検討にはのせてはおりますので、その辺りはまたその金額に応じて対応していきたいと思っています。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○小川議長 これ、やる漁場、海でやるみたいですが、漁場はどこ、九鬼ですか、どこですか。

○芝山水産農林課長 今のところまだ、これから漁業者の方にも正式には、ある程度の事業費が確定してから、海域のほうも、どの辺り、広げられるかというのを考えていかないといけないので、ある程度の事業費が確定してから、漁業者の皆様には、一緒に事業を取り組む漁業者を募集していくことになるんですが、ある程度、数件は、例えば尾鷲湾内の小割りであったりとか、あとは大曾根のほうでヒロメの養殖をやっているエリアとかなら、波当たりもいいんじゃないかというところで、ある程度の想定はしております。

○小川議長 漁協とのすり合わせも要ると思うんですけど、漁業権の関係で、これ、試験養殖の場合、漁業権関係なしで試験養殖ができるんやったですかね。

○芝山水産農林課長 漁業権は必要になってきます。これは、ただ、既存の業者と一緒にすることによって、そこはクリアできるということと、あと、この事業自体は、漁協のほうにも相談はさせていただいて、今、取組をしようとしているものです。

○小川議長 この種つけはどこでやるんですか。

○芝山水産農林課長 こちらはシーベジタブルのほうが、種苗の生産から種つけに至っても、設備のほうもシーベジタブルのほうの専門性で行っていくと。

○仲委員 読んでおってもよう分からんねんけど、今、議長も聞かれたんやけど、

市からの委託によりということは、事業を受ける、市が今後、合同会社シーベジタルに、この藻類養殖試験を委託するという理解でよろしいですか。

○芝山水産農林課長　　はい、そのとおりでございます。事業費としては、委託料に計上させていただきます。

○仲委員　　これ、海での藻類養殖試験なんですが、これが成功すれば、こういう養殖をずっと広げていくのか、もしくは成功したのを、言うたら種つけをした、成功したと、それをまた違うところに移植するのか、それとも、もしくはテングサ、ヒジキを食品として次に加工へ回して、加工じゃなくても売るのか、どういう構想を持っているか、ちょっと教えてください。

○芝山水産農林課長　　この取組につきましては、最終的には養殖に取り組んでいただく漁業者の所得向上、副収入対策につなげたいというところです。魚類養殖、特に今回小割りの空きスペースであったりとか、小割りと小割りの間の空間を利用した、こういう海藻の養殖ができるのかというところで、もしこの辺りが可能になつてきましたら、今、タイを養殖されている、魚類養殖をされている方などにも、ひょっとしたら同じスペースで海藻の養殖をして、それが収穫できれば、副収入になつていって、それはもちろん加工販売にもしていくこと。いわゆる市場に出して、市場で競りにかかるというような仕組みにつなげていきたいというふうに思っております。

○仲委員　　そうすると、この養畜方法のイメージ、言うたら小割りやな、一種の。小割りを増やしていく、テングサかヒジキを、養殖の拡大していくというような手法になっていくということと、テングサというのは、何に使うんやったっけ。

(「寒天」と呼ぶ者あり)

○仲委員　　寒天やな。

○南委員長　　よろしいですか。

○芝山水産農林課長　　先ほどのこの2種類は、もともと尾鷲では取れていた、今も取れているんですけども、取れている海藻ですけど、年々やっぱり収穫量が、これは気候変動もあるとは思うんですけども、年々減っているという海藻で、市場性も高いというところです。ですので、この辺りが、今まででは天然物として採取していますが、これが養殖できるようになれば、一つの副収入にはなるんじゃないかなというところを期待するものです。

○南委員長　　分かりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですか。じゃ、ないようですので、水産農林課の審査を終了いたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前1時50分)

(再開 午後 1時05分)

○南委員長 少し早いようですけど、全員おそろいでございますので、午前中に引き続き行政常任委員会を開会させていただきます。

次に、商工観光課付託議案、56号の7年度の補正予算の5号の説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、商工観光課に係る予算について説明させていただきます。

補正予算書の26、27ページを御覧ください。通知します。

全て一般財源から特定財源への財源更正であります。

5款農林水産業費、4項水産業費、5目海洋深層水事業費につきましては、当初予算でお認めいただいております尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設、アクアステーションにおけるデッキ床下改修工事に対し、海洋深層水推進事業債の活用が認められたことによる一般財源から特定財源への財源更正であります。

次に、6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、当初予算でお認めいただいております既存事業に対し、企業版ふるさと納税地方創生基金充当による一般財源から特定財源への財源構成となっております。

以上が商工観光課に係る議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」につきましての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですか。何もないようですので、商工観光課の付託議案審

査を終了いたします。ありがとうございました。

次に、建設課、お願いいいたします。

それでは、建設課、議案第 56 号、令和 7 年度補正予算の説明をお願いいたします。

○塩津建設課長 それでは、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」のうち、建設課に係る予算について説明いたします。  
通知いたします。

歳出について説明いたします。

補正予算書の 26、27 ページを御覧ください。

7 款土木費、3 項河川費、1 目河川総務費で、財源更正でございます。

財源内訳としましては、地方債が 300 万円の増額で、一般財源が 300 万円の減額でございます。これは、一般財源から河川改良事業債に財源を更正するものでございます。

次の 28、29 ページを御覧ください。

7 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費で、補正前の額 2,789 万 6,000 円に対しまして、補正額 140 万円を増額し、2,929 万 6,000 円とするものでございます。財源内訳は、一般財源が 140 万円の増額でございます。

内容は、公営住宅維持補修事業に係るもので、10 節需用費 140 万円です。これは今年度、市営住宅和泉団地のガス漏れ修繕をはじめとして、市営住宅の修繕が多いいため、修繕料に不足を起こすおそれがあることから、この補正にて増額をお願いするものでございます。

議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」に係る建設課の説明については以上でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいですか。ないようですので、建設課の議案審査を終了いたします。

それでは、教育委員会の審査に入らせていただきます。

本日は、かねてより、体育文化会館中央公民館の耐震・長寿命化の工事により、設計会社の JV のほうから、参考人として田中隆吉さんに出席を賜っておりますの

で、後ほど、いろんな質疑応答の中でやり取りをしていただくことになろうかと思  
いますが、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、まず初めに、教育長のほうから一言御挨拶をお願いいたします。

○田中教育長 　　こんにちは。教育委員会でございます。よろしくお願ひいたしま  
す。

議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」  
のほか、教育委員会に係る議案につきまして説明いたさせますので、よろしく御審  
議いただき御承認賜りますよう、お願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○南委員長 　　ありがとうございます。

それでは、教育委員会に付託されております議案 56 号の補正予算の説明を求  
めます。

○柳田教育委員会教育総務課長 　　教育総務課です。よろしくお願ひします。

議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」  
のうち、教育総務課に係る説明をさせていただきます。

通知させてもらいます。補正予算書 12 ページ、13 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金、1 節教育費補助金  
のうち、学校施設環境改善交付金について、301 万円を減額するものでございま  
す。

この交付金は、学校施設の整備に当たりまして充当するものでありますが、今年  
度は、矢浜小学校のトイレの改修工事に充てるため、昨年度に補助申請を行い、予  
算の計上をしておりました。しかし、国の財源事情等により、令和 7 年度に入つて  
も交付の内示が大幅に遅れております。当該工事は夏休み期間中の完了が必要であ  
ったため、本交付金の受領を断念し、代替財源として、緊急防災減災事業債を充当  
することに伴い、当該交付金を減額するものでございます。

通知いたします。補正予算書 28 ページ、29 ページを御覧ください。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、13 節使用料及び賃借料について、  
132 万円を減額するものです。これは市行政の全体のネットワークの帯域確保、  
いわゆるスピードの確保のために、市庁舎のネットワーク回線と学校のネットワー  
ク回線を分断することとしておりましたが、関係事業者等との協議調整した結果、  
現行の回線のままでも安定した運用が可能であると確認できたため、計上していた  
予算を減額するものでございます。

続きまして、9 款 2 項小学校費、1 目小学校管理費に関しましては、歳入で説明

いたしました国庫補助金から緊急防災減災事業債への財源更正でございます。

以上が教育総務課に係る補正予算の説明でございます。

○世古教育委員会生涯学習課長  それでは、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、生涯学習課に関する予算につきまして、補正予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入でございます。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金3億465万5,000円の減額のうち、社会資本整備総合交付金3億164万5,000円の減額につきましては、交付金の交付決定に伴う減額でございます。

当該交付金は、国市浜新野球場を含む多目的スポーツフィールド整備事業に係る財源として、当初予算において、交付率2分の1以内での満額を計上しておりましたが、国における予算範囲内での配分の結果、交付額が2億6,087万円と決定されたことによるものでございます。

なお、先に財政課より説明がございましたが、地方債において過疎対策事業債が大幅に配分されることとなったことから、財源更正に伴い、結果として歳出における一般財源の割合が減少いたしました。後ほど、歳出説明の際に併せて資料にて御説明いたします。

次に、歳出でございます。

補正予算書の28、29ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費1億782万円の増額は、細目社会教育施設整備事業のうち、12節委託料782万円及び14節工事請負費の1億円の増額です。

12節委託料782万円のうち、社会教育施設整備工事監理等業務委託料486万3,000円につきましては、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係る管理等業務委託料で、令和8年度末までの工事に係る令和7年度分管理等業務委託料です。令和8年度分につきましては、後ほど債務負担行為補正の説明の際、御説明いたします。

設計等業務委託料295万7,000円は、図書館移転後の中央公民館2階に整備することのリビングルーム設計等業務委託でございます。

こどものリビングルームにつきましては、子育て中の保護者の皆様とお子さん御本人から御意見をいただくため、市内の保育園、小学校を通じてアンケートを実施

いたしました。

資料 1 を御覧ください。通知いたします。

アンケート結果の概要でございます。

当事者の生の声をより多く反映するため、回答は全て自由記載形式とし、ウェブ経由及び回答用紙で回答を受け付けました。市内における全保育園児と全小学校児童数と同じく 765 枚を配布し、うち 186 世帯から回答をいただきました。このうち有効回答が 185 件、0 歳から 12 歳までのお子さんは 765 人中 307 人分となっております。なお、お子さんの数につきましては、回答者世帯に同居していた中学生以上の回答も一部含まれたものとなっております。

資料の 2 ページ、3 ページを御覧ください。

こちらには、設問と回答がございます。

設問につきましては、子どものリビングルームがどんなところだったらよいか、子どものリビングルームでどんなことができたらよいか、子どものリビングルームにどんなものがあったらよいか、また、お子さんとよく出かける屋内施設等について、そしてそのよく出かけた理由、そのほか、御意見等の自由記載の六つを設け、回答は、保護者と子供、それぞれからいただきました。

資料には、各設問とも、保護者と子供、それぞれに回答数が多い順の上位を抜粋して掲載しております。

傾向といたしまして、保護者は安心安全を求めており、子供は楽しさ、遊びを求めていることがうかがえます。子どものリビングルームにつきましては、今回のアンケート結果を生かした整備を進めてまいります。

補正予算書 28、29 ページにお戻りください。通知いたします。

次に、工事請負費 1 億円は、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係る工事費のうち、7 年度分に係る 1 億円でございます。

資料 2 を御覧ください。通知いたします。

体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計業務に係る最終図面でございます。基本的に、これまでお示しした図面と変わりはございませんが、変更箇所のみ、簡単に説明させていただきます。

まず、4 ページ、体育館 1 階、図書館の図面におきましては、新たに整備されましたシャワー室の部分を反映しております。

6 ページ以降を御覧ください。

6 ページから 8 ページにかけて、体育館の屋根の部分の図面を示しております。

こちらには、屋根の頭頂部、トップライトの明かり取りの機構をなくした部分を反映しております。

次に、10ページを御覧ください。

体育館の外観パースとなりますが、こちらも屋根の頂上部分にございます赤い三角屋根の影の部分につきまして、明かり取りの機構をなくしたこと、影が黒くなっています。

同様に、13ページを御覧ください。

体育館内部のパースですが、天井部分の明かり取りがなくなったことで、室内の明暗差が解消されております。

図面の変更点につきましては、以上でございます。

なお、工事費のうち、令和8年度分につきましては、後ほど債務負担行為補正の説明の際、御説明いたします。

補正予算書28、29ページにお戻りください。通知いたします。

5目文化財保護費、一般財源100万円の減額は、今年度文化庁の補助金を活用して実施しております八鬼山第二橋整備工事への過疎対策事業債充当による財源更正でございます。

次のページを御覧ください。

5項保健体育費、2目運動場管理費につきましては、歳入で御説明いたしました社会資本整備総合交付金の減額に伴う財源更正でございます。

資料3を御覧ください。通知いたします。

社会資本総合整備交付金対象事業に係る財源構成の内訳表でございます。

資料のうち、上段の1の表が当初予算の状況でございます。

次に、2の表が今回の補正予算における増減の状況でございます。

国庫支出金である社会資本整備総合交付金が3億164万5,000円の減額となりましたが、地方債において要望していた過疎対策事業債が大幅に増額配分されたことから、公共事業債を2億7,150万円減じて過疎対策事業債を6億1,640万円増額することで、差引地方債を3億4,490万円増額するとともに、その他財源である国市浜公園整備等基金繰入金を4,277万円減額いたしました。

その結果、補正後の財源内訳は、【3】の表となります。

過疎対策事業債は、社会資本整備総合交付金より有利な財源であるため、財源更正の後においては、一般財源が48万5,000円の減額となり、最終的に、地方債に対して交付税措置がなされた場合の実質的な市の負担額につきましては、2,

679万2,000円の減額となる見込みです。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

補正予算書7ページを御覧ください。通知いたします。

第2表、債務負担行為補正のうち、生涯学習課に関するものは、2行目、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託1,945万円と、3行目、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事9億6,935万4,000円でございます。

これらは、いずれも先ほど歳出で説明いたしました、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係る令和8年度分に係る債務負担となります。

資料4を御覧ください。通知いたします。

債務負担行為補正についてでございます。

上段の工事監理等業務委託に係る総事業費といたしましては、委託料補正額486万3,000円に債務負担限度額1,945万円を加えた2,431万3,000円となります。

下段の工事に係る総事業費といたしましては、工事請負費補正額1億円に債務負担行為限度額9億6,935万4,000円を加えた10億6,935万4,000円となります。

以上が生涯学習課の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願ひいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

教育委員会の議案第56号の審査に入る前に、再度、改めまして、本日、参考人として同席をしていただいている田中さんの御紹介をさせていただきます。

今回、プロポーザル設計会社の東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定共同企業体から、プロジェクトマネジャーとして田中隆吉さんを参考人として同席をしていただいております。もし、田中さん、よければ一言、あれば。御挨拶があれば、一言。審査の前に。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） 昨年の12月13日に、ここで基本設計の説明をさせていただきまして、今年の3月に、全部、詳細設計を含めて設計は終わりました。そして、6月にそれの見積りを出して、その後、屋根の変更とか、シャワー室の変更とか、それを含めて、今、民間の日本ERIと確認申請の審査をやっているところであります。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入りたいと思います。

御質疑のある方、御発言を。

○西川委員 せっかくメーカーの方に来ていただいたもので、昨日も市長に対して一般質問で、以前、これ、図面、変更になる前と写真、イメージ図は、シャワー室と屋根の明かり取りだけですよね。それで、その当時、I s 値は0.6以上って聞いていたんですけど、今、今回、0.75に跳ね上がったのは、どこをどういじったんですか。そこを教えてください。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） 昨年の12月13日に0.75にしてはどうかという委員からの御指摘もありまして、我々設計者として、0.6以上という当初の設計の募集要項を、さらに0.75、特に中央公民館には子どものリビングルーム、図書館には子供のコーナーとか、子供に関するスペースがたくさんありますので、我々建築家の良心として、やっぱり0.75以上にしようということで、設計をさせていただきました。

○西川委員 いや、それ、分かるんですよ。公共が造る2次避難所は0.75以上でなければならないというのも勉強しています。市民説明会のときも、詳しい方が、それ、言っていますよね。

ただ、図面を見ても、前回とほぼ変わらないのに、I s 値0.6から0.75にはどうやって変わるのでですかということを聞いています。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） じゃ、説明させていただきます。

南側のヒノキテラスのところに壁が何列かあるんですけど、そこの壁を、耐震壁を造りました。それと、北側にも、廊下との間に耐震壁があるんですけど、そこを耐震壁に変えて剛性を高めたというのが現状であります。

○西川委員 それだけで0.25も跳ね上がるんですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） そうですね。これは、構造は東工大の金箱先生のほうでやられていて、これだけあれば0.75以上になるという見解をいただいて、ここで今、進めているところであります。特に中央公民館につきましては、耐震壁がかなり増えています。

○西川委員 現時点では、もうクラックとか入っていますよね。それをまた厚みを増すということですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） そうです

す。厚みを増して、さらに鉄筋を入れて、耐震壁として使えるような壁にしようとすることにしております。

○西川委員 それで 0.75 は確保できるということなんですね。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） 確保で  
きるということです。

○西川委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 こどものリビングルームのアンケート結果を、今後、どのように集  
積されますか。

○世古教育委員会生涯学習課長 こちらにございましたアンケートの内容の部分  
の、先ほども少し御説明させていただいたんですけど、やはり安心安全というところと、遊びの部分と、当然その利便性の部分も加味して、そちらで設計をいただこうと考えております。

○野田委員 尾鷲でしか体験できないというような、何かそういったとんがりの  
ようなものを導入しようとか、そういった計画はありますか。

○世古教育委員会生涯学習課長 現在のところ、施設としてのスペース等もござ  
いますので、尾鷲でないとできないというところを果たしてここで求めるかという  
ところは、まだ検討中ではございますが、基本的にくつろぐことができるというよ  
うな意味でのリビングルームというところを目指しております。

体験等につきましては、また別途、いきいき尾鷲っ子等を通じて、そういったこ  
との充実を図ってまいりたいと考えております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○西川委員 ちょっと今、イメージ図を見せてもらって、前回とほぼ一緒のよう  
に思うんですけど、耐震壁を増やすというのは、一応参考までに、厚みをどの程度  
を増やし、どの程度の配筋をすれば 0.75 になるかというのを参考までに教えて  
ください。

○上村建設課参事兼係長 お答えします。

寸法とか、鉄筋量では一概には決められないんですけど、あくまでも効きのいい  
場所というのがあったり、もしくは I s 値に反映されやすい部分、されやすい位置  
がございます。それによって、鉄筋量も壁厚も変わってくるんですが、この場合は、  
南側に増やした壁に関しては、壁厚が約 300、鉄筋はダブルで入っています。

○西川委員 ちょっと意味が分かりにくかったんですけど、W配筋の300増やしたということですね。

○上村建設課参事兼係長 もともと開口部だったところを壁にしました。だから、まるっきり300の厚みの壁が増えています。

○西川委員 意味がちょっと分かりづらいんですけど、開口部であったところを壁にしたというだけで0.75まで上がるんですか。僕が言っておるのは、耐震壁を増やしたって、最初にそうやって言ってもらったら納得はしておるんですけど、南側のところの耐震壁を増やしたのなら、天井も当然これ、落ちないように補強しなければいけませんよね。これ、どう見ても、30センチ増やしただけで、面積的なものは南側全面ですか。

○上村建設課参事兼係長 耐震の耐力の考え方、なかなかちょっと説明しにくい部分があるんですけど、言うたら、耐力壁は、長さによって耐力が相当変わります。もともと入り口のドアだった部分、だから耐力がゼロだった部分を壁にすることによって、まるっきりその部分の耐力が増えるということになります。プラス、南側、今、下のほうに小さい窓はあるんですけど、小さい窓の場合は、剪断柱、脆弱性のある柱になりまして、その部分の耐力が見込めないということで、その部分を閉じることによって、大幅な耐力確保をしています。

○中井委員 今回出された図面が意匠図面ということだったと思うんですけど、今、気にされている構造的なところの説明がちゃんとできれば問題ないとは僕は思っているんですけど、その資料がまだ確認申請出されていないから、今、ちゃんとしたもののが見せられないのか、そもそもまだ用意できていないのか。

○上村建設課参事兼係長 今後、入札ということになりますので、詳しい図面の提示が、今の段階では差し控えています。構造の解析に関しましては、確認申請に先立って構造の判定を取っていますので、それは第三者の認定も取っています。

○中井委員 確かに正式な図面は見せられないのはよく分かったんですけども、先ほど西川委員がおっしゃったように、どの箇所でどの程度の厚みを増したかというのは普通に示せるとは思うので、納得いただける資料として用意していただけたら問題ないかなとは僕は思っています。

○南委員長 答弁あります。

○上村建設課参事兼係長 また資料提供に関しては、また委員長と御相談させてもらいながらさせていただきます。

○南委員長 中井委員、よろしいですか。

○中井委員 大丈夫です。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 こどものリビングルーム、アンケート結果についての報告があつたんですけど、これが、アンケートのまとめだと思うんですけど、このアンケートの①からずっと、主な原因ということで、9ページのほうにリビングルームの平面図があるわけなんんですけど、このアンケート結果を生かした上で、平面図がこのような平面図になったということでおろしいのかね。それとも、アンケートをもっと精査した上で、精度を高めて、この平面図に生かしていくことなのか、そこら辺がちょっともやもやっとしているんやけど、まず、それを1点。

○世古教育委員会生涯学習課長 現在の図面のほうでは、図書館の空いたところをリビングルームとして、運用面で使うというところでの、耐震構造の部分は反映されておるんですけど、リビングルームの詳細な設計の部分は、これから、このアンケート結果を受けた部分で、必要な部分の設計を行うというものでございます。

○仲委員 この平面図は前からの同じ平面図で、今回も出されておるんですけど、これから、言うたら、29ページの補正予算で、設計等業務委託料295万7,000円、これ、そうですね、この設計委託をした上で、平面図とか、子供たちのリビングルームというのが設計されるという理解をしておるんですけど、リビングルームというの、部屋として考えた場合。いろんな設備とか、器具とか、入っていくんやけど、言うたら、そういう器具とか、物とかというのは、設計の中に入ってくるという想定の中で委託するわけですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 アンケート結果、当然そういう意向であつたり、懸念であつたりという、そういうところを解消できる方法として、そういった器具といいますか、設備といいますか、内装とか、場合によってはそういう遊具的なものも含まれるかもしれませんけれども、そういったところを含めた設計をいただくということでございます。

いずれにしましても、こどものリビングルームとしての、子育て世帯のニーズに対応するような内容になる形で、その中でそのコストを最小限に抑えたよりよい方法を検討したいと考えております。

○仲委員 この設計に当たり、今のような考え方をきっちりと設計委託に伝える、業者に伝えるということをしないと、単なるリビングルームの設計になっていくんじゃないいかというのはちょっとと思いもあるもんで、言うたらアンケートだけを見せたんじや、このアンケートによって何が伝わるかって、アンケートの結果において、

設計にどういうふうに反映されるかというのをやっぱり事務局、持っていないと、アンケートはアンケートですよ、分かりました、設計はリビングルームにしますというようなことになりかねんような気もするもんで、そこら辺はきっと、アンケートの結果によってどういうものが求められる、どういうものが必要なという整理はやっぱりここでされていないもんで、されるべきやと僕は思うんですわ。多分市長はそういう思いで思っておるんやけど、それが、言うたら文章に、言葉にならないというだけで。

それで、もう一点、いいですか。後でまた市長の考え、聞きたいんですけど、もう一点、今回の中公のあれの工事の工程表。工事の工程表って、これから工事の入札があるはずなんんですけど、工事の工程表と、中央公のリビングルームのほうの工程が今のところ出ていないもんで、また機会があれば出していただきたいと思いますけど、まず、その点です。

○加藤市長　　委員おっしゃるとおりです。工程表がないと、結局最終的には、僕の思いとしては、この1年半かけて、要するに中央公並びにこの体育文化会館を完成させて、令和9年度からスタートしようという、こういう考え方で進んでおりますから、その途中経過をどうするのか、当然工事の話から、やっと設計の段階が終わりましたものですから、これが十分できると思います。

先ほどの、要するに設計と、それから子供たち、あるいは保護者のそういうアンケート結果、これ、双方向でいかなきやならないね。一方通行、絶対駄目だと思います。その後、取りあえず一応基本的には今回、中央公の耐震化をやるわけんですよ。要するに、それで、その図書館の跡地を全部使って、それを一応箱物だけですよ、上っ面だけ。そこへやっぱりどういう設計をしていくのかという。それから、要するに工作物とか、そこに何が必要なのか、これはプラスアルファとして私は出てくると思いますので、その辺を十分あれして、これ、私のほうも、要するに子供たちのリビングルーム、要するに、親御さんたちからいろんな話も聞いています。この中にはほとんど網羅されております。その辺のところを十分生かして、本当に子供たちが喜んでいただけるようなリビングルームにしたいという思いはございますので、その辺のところはきちんと精査しながらやらせていただきたいと思っております。

○南委員長　　ありがとうございます。

他にございませんか。

先ほど、仲委員から御指摘がありました工程表につきましては、できるだけ速や

かに委員会のほうへお示しをいただきたいよう、強く要望をしておきます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、私のほうからちょっと設計業者さんに1点。

従来の委員会の審査の中で、やはりこの今回の体育文化会館が二重構造ということで、下が静かな図書室ということで、上が運動場ということで、いろんな振動等の影響があるんじゃないのかなという御心配される委員さんもおりますし、私も若干大丈夫かなという、本当に思いがあります。その点についてはいかがですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 今回、下が静かな図書館で、上がいろんな競技をやられるアリーナということで、その構造的には、スラブ厚が200のコンクリートを考えております。その上に防振床、直接振動が伝わらないような防振床と、そのスラブの上にグラスウールを全部敷き詰めまして、それで、そういう構造で、音とか、振動が伝わらないというふうに設計をいたしました。

○南委員長 現実に、この近辺で、その構造で施工をやっておるところというのはないですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） これ、体育館の床の防振業者にもいろいろ問い合わせしまして、幾つかあるみたいです。

○南委員長 また、もしよければ、あつたらまたお知らせをして。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 参考事例を提示したいと思います。

○西川委員 これ、イメージ図の11ページ、外構で、これ、ウッドデッキみたいな板を引いてあるんですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） 今、ヒノキの、厚みが50ミリの、幅が120のウッドデッキを、これ、「ヒノキテラス」という名前を私、つけておりますので、ヒノキにしようと思っています。

○西川委員 それで、費用対効果、耐用年数は何年ぐらいを見込んでいますか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定JV（田中氏） ヒノキそのまま、素地のまま使いますとすぐ腐ってしまいますので、全部キシラデコールという塗装、塗料、それを含浸させまして、なるべく10年とか、10年以上もてば、私、いいと思うんですけど、尾鷲のヒノキの、そのためには、普通のウッドデッキというと大体15とか、20ミリなんですけど、腐ってしまいますので、50

というやっぱり厚みが必要だということで、厚くしております。

○西川委員 ただ、それは分かるんですよ。ウッドデッキもある程度年数、さつき言ったように……。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） メンテナンスがやっぱり必要ですので。

○西川委員 ちょっと待ってください、私がしゃべっていますので。

厚みがある板を使うということは、その耐久年数を超えた10年後には、またこれだけのお金をかけな、同じものはできないということですね。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） そうですね。

○西川委員 ということは、またお金が要るということですね。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） はい。

○西川委員 どうですか。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） はい。

○西川委員 はっきり要ると言ってください。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） 要ると思ひます。

○西川委員 それと、あとその下の12ページの図書室、図書館。私も本は好きで、よく読むんですけど、とてもこの状態で本を読めませんよ。この写真見てください。にこやかな家族が何人も通つておるやないですか。これ、沈黙で通つておるわけじゃないでしょう。それで、図書スペースって、この奥にあるんですけど、こんなところでは多分僕は本を読めないとと思うんですけど。確かにモニュメントは凝つておるなとは思うけど、逆に言うたらこんなものなかつても別に要らんのじやないかなと思うんですけど、これは、このところではちょっと本は読めないんじやないかなという気がするんですけどね。上からの騒音だけじゃなく、通行人の話し声とか、そんなのもちょっと気になったもんで、それも大丈夫なんですね、その中の防音は。

○東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロツツ特定JV（田中氏） 一応このヒノキのオブジェみたいのがありますけど、これは尾鷲ということで、「ヒノキの森」という名前をつけたんですけど、そこに実は4人がけの机ですと、そこでいろんなしゃべり声とか出ますので、1人がけに全部したんですね。1人がけのカウンターを設けまして、要するに1人で来たときに本を読めるという、尾鷲市様から

の御要望もありまして、4人がけを少なくしてほしいということで、こういう長いカウンターでお一人様でも読書ができるということにしております。

防音については、このタイルカーペット、今、天井がもうそのままデッキに塗装ということで、天井の吸音はなかなかできませんので、今、床のほうで取ろうと思っています。

○西川委員　　壁があれば分かるんですけどね。壁があれば、ある程度は遮音できるとは思うんですけど、これ、楽し気に家族、歩いておるじゃないですか、楽し気に。こういう人が行き交う中で、読書は私はできない。ほかの人はできるかもしれませんよ。ただ、私は本に没頭するときは、こういう人がわいわい歩いておるところで勉強はできませんということを一つ。

あと、また10年後にお金がかかるというのはよく分かりました。

○下村副市長　　あくまでイメージ図でございますので、やはり図書館の南側に子供コーナー、読み聞かせ室等、子供たちがこちらのほうへ集まってもらうということで、大人は個室スペースを使ってもらってというのは、図書館というのは必然的に静かなところというのがありますので、このパース図はあくまでもイメージ図ということで、お願ひします。

○西川委員　　だから、今、イメージ図としましょう。もっとひどくなるときもあるんですよね、それじゃ。もっと来客者が多いときは、わーい、バトミントンの試合だーって、横をだかだかっと上がっていくときとかも想定しなければなりませんよね。

○下村副市長　　あくまでも図書館を利用する方のマナーですので、エチケットを守っていただくというのが大前提になると思います。そういうのが図書館だと思いますので。

○南委員長　　よろしいですか。

○西川委員　　はい、いいです。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　それでは、ないようですので、教育委員会の議案第56号の審査を終了いたします。

設計会社の田中さん、ありがとうございました。御退席をお願いいたします。

引き続きまして、議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」をお願いいたします。

○柳田教育委員会教育総務課長 それでは、議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」につきまして説明をさせていただきます。

通知いたします。議案書29ページを御覧ください。

本議案につきましては、現在、小中学校で使用しております学習用端末が、導入から5年が経過し、更新の時期を迎えており、子供たちの学習環境を安定的に継続させるため、新しい端末を3,892万1,883円で取得するものでございます。

なお、台数は845台を想定しております。

今回の事業者選定と契約金額につきましては、三重県が県内市町を取りまとめて実施した共同調達の結果によるもので、本市もこの協働到達に参加し、スケールメリットを生かし、経費の削減を図っております。この結果に基づきまして、選定事業者である富士電機ITソリューション株式会社と随意契約を結ぶもので、現在、仮契約中でございます。契約金額が2,000万円を超える財産の取得となることから、地方自治法と本市の条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本機器の導入は、来年2月を予定しております。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、教育委員会の議案審査は終了をいたしましたが、建設課長のほうからの報告になるわけですか。

じゃ、1点、建設課のほうから、国市浜公園への県工事発生の土砂の搬入についての報告を求めたいと思います。

○塩津建設課長 それでは、今、資料のほうを通知させていただきました。

資料5、国市浜公園の県工事発生土砂の搬入について説明させていただきます。

説明に先立ちまして、今回の件に関しまして、議会への報告が遅くなりましたことをまずもっておわび申し上げます。

資料の16ページを御覧ください。

こちら、現在、三重県において、賀田・曾根地区の古川河口、賀田湾につきまして、しゅんせつ工事を行っています。こちらはそのしゅんせつ箇所を示した図面となります。赤色で着色した部分がしゅんせつ箇所でございます。

国市浜公園につきましては、盛土材購入にかかる費用を軽減するため、従前より

県工事発生土の提供をお願いしており、今回のしゅんせつ工事で発生した土砂についても受け入れを行うものでございます。

次の資料 17 ページを御覧ください。

こちらは国市浜公園の平面図で、黄色に着色した部分が現在工事を進めております野球場部分でございます。

右上のオレンジで四角く着色した部分が、今回の土砂受入れ箇所でございます。

今回の受入れ量は、8,000 立米ほどを予定しております。

この土砂につきましては、三重県のほうで成分分析と土質試験を行っており、盛土材料として使えることを確認しております。

次の 18 ページを御覧ください。

こちら、国市浜公園への土砂の搬入状況写真でございます。

この搬入は 9 月 12 日から始まっておりまして、現在、1,500 立米ほど搬入されております。

次に、19 ページを御覧ください。

この 19 ページにつきましては、令和 2 年に本市から三重県のほうに行った盛土材提供依頼の依頼文でございます。

この依頼文に基づき、第 3 種建設発生土以上であること及び成分分析結果が問題ないことを条件に、県工事で発生した土砂の受入れを行っております。

説明は以上となります。

○南委員長　　ただいまの説明について御質疑のある方。

○西川委員　　これ、塩害対策はどうするんですか。

○塩津建設課長　　搬入の際、ある程度時間を置いてから搬入すると、こちらの現場のほうで一応仮積みした形で、実際、本市のほうの工事が令和 9 年度中になると思いますので、それまでに、ここに置いた状況で塩のほうが抜けていくように考えております。

○西川委員　　私も石山で働いておった経験があって、沈殿槽ありますよね、濁水出さんように。そこの定期的にたまたまヘドロを出すんですけど、あれって固まるとかっちかちになるんですけど、雨降るとべっとべとになるんですよ、どろっどろに。それ、固まるのは集結しておるところですよね、山から流れたのが。その点は、後々、何かと混ぜるにしても、使っていけるものですか。

○塩津建設課長　　確かに西川委員おっしゃるとおり、このしゅんせつ土では粒度もそろい過ぎておりますし、確かにそういう状況になるとは思われますので、他の

現場で発生した土砂等と攪拌して混ぜて使うという形で県のほうにお願いしておりますので、そのような対応をさせていただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○小川議長 一つ懸念するござりますて、昨日も現場見たんですけど、見ていて人に聞いたら、濁りはないかと聞いた場合、やっぱり濁りは出ているということで、賀田湾、海の中、泥を取りますと、漁業者の方、ちゃんと納得いっているのかなというのがありまして、あそこ掘ると、白点虫という虫が湧くんですね。それ、養殖場に流れた場合に、その話、県の事業なので尾鷲市関係ないんですけど、そんなちゃんと話し合われているのかなと思って、後々問題起きないのかというのはあるんですけど、その点どうなんですか。

○塩津建設課長 その辺につきましても、三重県のほうに一度確認しております、工事始まる前に、付近の漁業関係者の方に対しては丁寧に対応させていただいたというふうな回答を県のほうからいただいておりますが、今後、市のほうもその辺は注視してまいりたいと考えております。

○小川議長 建設課長も、県のほうからちゃんと丁寧に話していると言いましたけど、実際に養殖やっている方には何の報告も行っていないんですね。今はもう工事が始まっていますから、（聴取不能）ですけど、ちゃんとその点大丈夫かなって本当に心配しているところです。大丈夫ですか。尾鷲市には関係ないっちゃ関係ないですけど。

○塩津建設課長 その辺も含めて県のほうにもう一度お伝えさせていただこうと思います。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、教育委員会の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、水道部。

それでは、水道部の審査に入ります。

議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」の説明をお願いいたします。

○神保水道部長 水道部です。よろしくお願ひいたします。

議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」御説明させていた

だきます。

令和6年、能登半島地震において、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合に、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水道が使用できない状況が長期化しました。

これは、指定給水装置工事事業者の数が被害規模に対して少なかったこと、また、事業者自身が被災したことなど、給水装置工事を実施する事業者の確保が困難な状況となったことが主な要因でございます。

この対応として、災害等において、本市において、事業者の確保が困難な場合、水道を早期復旧するとともに、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするため、尾鷲市水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」の説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 尾鷲市って、水道部、災害協定持っていますよね、水道部で。災害協定に入っていない業者もいますよね。それが、水道の指定管理業者だったらできるということで、個人ではできんということでしょう、これ。

○神保水道部長 できないです。

○西川委員 やっぱり管理業者……。

○神保水道部長 じゃないとできません。

○西川委員 資格がないとできないということですね。じゃ、組合入っていない業者、丸もうけですよね。仕事忙しなって。すみませんけど、こんなもので。

○南委員長 答弁はよろしいですね。

○西川委員 はい。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、水道部の審査を終わります。ありがとうございます。

なお、本日で補正予算の条例も含めて9議案の説明が終わったわけなんですけれども、採決については、全ての決算の審査を終わった後に一括して取りたいと思い

ますので、御理解のほど、お願ひいたします。

それでは、今日、本日最後に病院のほうから1件報告がございますので。何か、資料なしですか。

(「資料はありません」と呼ぶ者あり)

○南委員長 なしですね。

それでは、病院事務長のほうから報告をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院で令和4年度から裁判を起こしていた件でございますが、終わりましたので、その報告を1件させていただきたいと思います。

津地方裁判所熊野支部が令和4年6月22日付で受け付けし、令和4年7月4日に訴状を受領した、市外の個人の方から本市を被告とする損害賠償請求事件です。

まず、内容でございますが、平成24年7月に当院を受診した原告は裁判をしており、その裁判資料として提出した本病院の診断理由により棄却されたとして、精神的苦痛を受け続けたため、債務不履行責任及び民事訴訟法第248条に基づき、金180万円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払い済みまでの年3分の割合による金員の支払い、訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求めるというものでございました。

経過といたしましては、令和4年7月以降10回以上の裁判期日があり、令和6年10月31日によくやく原告の請求は理由がないことからこれを棄却する判決の言渡しがございました。

しかし、相手方が控訴したことにより、控訴審を行い、令和7年5月29日に判決の言渡しがあり、第1審同様控訴人の請求は棄却した。現判決は相当であって、本件控訴は理由がないことから棄却となっております。

その後、相手方が上告したことの報告を受けまして、上告審に備えておりましたが、上告のための理由書を50日以内に提出されなかつたため、令和7年9月2日に上告が却下されました。

この裁判では、約3年以上を要しましたけれども、ようやく終了となりましたので、ここに報告させていただきます。

なお、弁護士費用としましては、令和4年度に着手金15万8,400円、令和6年度に控訴審の費用として11万円、そして本年度でございますが、成功報酬を含め実費費用として33万2,360円の費用を支払う予定となっております。合計といたしましては60万760円。なお、費用につきましては既決予算で対応さ

せていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○南委員長 特に、この際ですので、何か御質疑がありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですね。特段ないようですので、ありがとうございました。

本日の委員会はこれにて散会をいたします。

水曜日、午前10時より決算審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いい  
たします。22日はお休みです、休会。

以上です。ありがとうございました。

(午後 2時07分 閉会)